

## 富山地方裁判所委員会（第13回）議事概要

### 1 開催日時

平成21年11月24日（火）午後2時00分から午後4時まで

### 2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### 【委員】

青木正良，岩井隆義，栗本正貴，慶徳榮喜，小室 修，西川育恵，古金 廣，  
星野富一，山本公子

#### 【事務担当者】

畦地刑事首席書記官，中川事務局長，藤田総務課長，笠松総務課課長補佐，田  
中庶務係長

### 4 進行次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介，新任委員のあいさつ
- (3) 議事

ア テーマ「裁判員制度について」についての報告

#### (ア) 全国の裁判員裁判の実施状況

10月29日までの全国の実施件数，罪名別件数，審理日数（いずれも概数）

#### (イ) 富山の裁判員裁判1号事件の実施状況

①選任手続及び審理の状況（裁判の日程，併合事件の扱い，公判前整理手続の結果等），②選任手続，公判及び評議での工夫，③報道機関との対応，④裁判員の感想等

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

ウ 次回テーマ

「裁判所におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）関連事件の  
手続と対応について」

エ 次回期日

平成22年5月17日（月）午後2時00分

(別紙)

質疑応答及び意見交換（□委員長，○委員）

1 説明事項に関する質疑応答

- 選定候補者80人のうち，70歳以上という理由で呼び出さない措置をとった16人の裁判員候補者の方々は，年齢だけを理由にそのような措置をとられたのでしょうか。それとも，他にも理由があったのでしょうか。
- 70歳以上の方が年齢を理由に辞退の申出をされた場合，それだけで必ず辞退が認められます。このような事由を定型的辞退事由といいます。
- 働いている間は時間を作ることが難しいのですが，定年後であれば，社会貢献にもなりますから，むしろ積極的に関わってみたいという気持ちもありましたので，年齢で制限されるのかと思い，意外な感じがしました。
- 辞退を希望しなければ，70歳以上の方でも職務に従事していただくことができます。
- 富山県では，裁判員候補者名簿記載通知を送付した際に同封した調査票の返答で，70歳以上の方のうち，80パーセントを超える方が辞退を申し出ているようです。当庁の裁判員候補者全体の20パーセントを超える方が70歳以上でしたが，そのうち80パーセントを超える方が辞退という結果になり，80人選んでも，そういった方が相当数出てくるというのが現状のようです。
- 選定候補者80人は，どのような方法で選ばれたのですか。
- 富山県では，平成21年度の名簿に登載された裁判員候補者が2,200人いますが，必要な候補者の人数をパソコンに入力すれば，2,200人の中から必要な人数の方が無作為に抽出されるようなシステムになっています。
- 候補者の任期は何年間なのですか。
- 名簿は1年間有効であり，平成22年度は2,500人を予定しています。
- 裁判員等選任手続当日の辞退申出は，特に理由がなくても認められるのです

か。

○ 当日辞退を申し出られた方については、裁判官3人が、検察官及び弁護人の立会いのもと、質問手続室で、御事情を伺い、裁判員等として職務に従事していただくことが難しいと判断した場合に、辞退を認めるということになります。

○ 公判前整理手続は、どの程度の時間を要するものなのですか。

○ 公判前整理手続では、公判審理の前に、検察官が警察から受け取った捜査記録を精査し、事件の概要をまとめた説明書や裁判員等に見ていただく予定になっている証拠の一覧表を作成し、弁護人にこれらの書類を渡します。

弁護人は、これらの書類を受け取り、記録を精査したり、被告人に事情を聞いた上で、主張書面を提出します。裁判所は、記録を見るわけではありませんが、双方から提出されたそれらの書面を見て、検察官と弁護人相互の主張を整理します。事案にもよりますが、これらの準備作業には相当な時間を費やします。

○ 検察庁には、警察官や検察官が作成した捜査書類があり、弁護人には、これらの書類の大部分を見ていただきます。そして、検察官と弁護人との間で証拠の整理を行い、その結果を裁判所に提出して判断していただくことで、昔に比べ、争点だけに的を絞ったコンパクトな証拠となって裁判員に提供されることになります。

○ 裁判員裁判で行う事件というのは、事案の難易度に関係なく、定型的に決まっているものなのですか。

□ 裁判員裁判で行う事件は法律で定型的に決まっています。

○ 裁判員裁判の対象事件の中には、否認事件や複雑な事件が一定程度あると思います。しかし、これらの事件も、難易度に関係なく、裁判員裁判を行っていきます。

○ そうすると、非常に重圧を感じることになる気がしますので、ケースによって裁判員の方の感想も違ってくるのかなと思います。

- 3日間ないし4日間で終わるような起訴事実には争いのない自白事件でも、ストレスをお感じになっている方が多いと思います。被告人が起訴事実を争っているようなケースの事件は、3日間の審理期間では足りず、場合によっては1週間程度の審理期間もあり得ると思います。そうすると、裁判員等の負担が増すことは間違いないと思います。
- 複数の起訴事実がある場合、量刑は一つ一つの罪の刑が加算されて決まるのか、それとも、一番重い罪で決まるものなのですか。
- 難しい問題ですが、基本的には加算することになります。しかし、同じ被告人について悪性を二重三重に評価することになると、これはおかしいということになるため、単純に加算するのに比べ、量刑が若干下がるであろうと思われるます。
- 併合罪加重の条文は、基本が10年であれば、10年の半分を足した15年を上限とします。従来の刑事担当裁判官は、同種事案の罪がいくつかあった場合には、5割程度の加算を上限に考えるような量刑の感覚を持っている方が多いのではないかと思います。事案が異なる罪があるような場合には、加算式のような考え方にはなりますが、それでも7掛け、8掛けにしたものを加算するような感じが、従来の刑事担当裁判官の感覚だったのではないかと思います。
- 判例のような資料だけで量刑を判断するわけではないでしょうが、裁判員には、量刑の目安となるものを提示してもらえるのでしょうか。
- 従来の裁判の結果だけを前提にしてしまうと、何のための裁判員裁判なのか分からないことになってしまうと思います。ですから、裁判員と量刑を評議する際には、まず最初に、「裁判員制度は新しい制度であり、みなさんと私たち裁判官とが一緒に話し合う制度ですから、自分たちの感覚を出し合って構わないのです。」と説明し、議論するきっかけとして、裁判官が過去に行ってきた大まかな裁判の傾向として量刑の資料をお見せすることもあります。しかし、これらの資料にとらわれる必要は全くありませんから、目の前にある事案をよ

く見て議論していきましようとして申し上げます。

- 現在の刑法は明治40年に制定されたもので、有期懲役刑の上限が15年となっていました。明治40年に制定された15年という刑期は、時代にそぐわないということで、平成17年から、有期懲役刑の上限が20年に改正されました。また、併合罪等による刑の上限が20年から30年に改正されました。改正刑法が適用されるのは、平成17年1月1日以降の犯罪ですので、事例の集積が十分ではなく参考になる過去の判例も探しにくい状況にあるのですが、改正後に起きた犯罪については、量刑が重くなっている傾向にあります。
- 今回の裁判員裁判第1号事件では、検察官側が懲役20年を求刑しましたが、裁判員裁判では、当該事件において一番適切と考える刑を求刑していますので、これを具体的に根拠づける事実が欠け落ちると、その分が量刑から引かれてしまうというのが、現在の制度ではないかと思えます。

## 2 意見交換

- 裁判員裁判をニュース等を通じて見聞きしたことで、刑事裁判手続について理解を深めることができましたか。
- 3日間とか4日間という期間が、時間的にこれで良いのかという気持ちもあります。裁判員等が時間をとれなければ仕方がないという気がします。被告人が十分な審理をしてもらえなかったとの思いを抱くこともあり得ます。今までは、裁判は長いという印象を持っていましたから、短期間でこれだけいろいろな判決が出ると、良いのか悪いのか判断しかねる気持ちがあります。自分が裁判員になった場合、このような短期間で量刑を決められるかなという思いはありますが、みなさん少しずつ慣れてくるものなのだろうと思えます。
- 友人に、もし自分が罪を犯したとき、裁判員裁判とこれまでの裁判とどちらに裁かれないか尋ねてみたところ、これまでの裁判の方がよいという声が若干多かったです。
- 検察官の求刑が20年で、弁護人の量刑意見が10年であれば、判決は15

年のような気がするけれども、富山の裁判員裁判の場合は、なぜ17年なんだろうという話を同僚としていました。

- 私は逆に、やはりそんなものなのかなと思いました。裁判員裁判とはいえ、これまでの裁判の判決と比較しても極端な違いが出なかったことが、良かったのか悪かったのか判断しかねるという、非常に複雑な思いがあります。また、現在はマスコミも注目していますが、二、三年後に裁判員制度が注目されなくなったとしても、裁判員は法律を知らない一般人であることは変わりがないので、裁判所には懇切丁寧にやっていただけたらと思います。
- 裁判員裁判第1号事件を通じ、刑事裁判を身近に感じることができましたか。
- 裁判員制度が始まる前は、大丈夫かなという懸念もありましたが、実際に全国で実施された裁判員裁判のケースを見ていると、迅速かつ国民にとって分かりやすいものとなっているようなので、非常に良かったのではないかと考えています。正確で公正な裁判と迅速で分かりやすい裁判をどれだけ両立できるかについては、まだ確定的なことは言えないと思いますが、良い方向に向かっているのではないかと印象を持っています。法律の専門家の方たちだけの裁判と思っていたものが、国民にとって身近に感じられるものになったことは、本当に、画期的なことではないかと思っています。
- 弁護士の意見は多種多様であり、裁判員制度自体に反対している方も相当数います。弁護士は自営業者であり、検察庁のような組織と異なり、裁判員裁判のために過大な負担を強いられることとなります。また、裁判員にとって負担が少なかったとか、分かりやすかったとか、迅速であったという点は、弁護士にとっては二の次の問題であり、裁判員制度が被告人の利益になっているのかということをもまず第一に考えます。富山県の第1号事件については、裁判官、検察官、弁護人が、起訴事実と争いがないことを相互に確認したようですが、突き詰めると、本当にそうなのだろうかという問題が根底にあります。弁護士には捜査権限がありませんので、そのような状況の中で、被告人のために十分

な弁護活動を行うのはなかなか難しいといえます。裁判が身近になること自体は、国民にとって良いことである反面、一步間違えば、身に覚えのない事実で逮捕されるといったこともあり得るわけで、身に覚えがない事実で国民が罪を被らないようにすることが弁護士の役目なのです。したがって、そのような事態にならないようにするためにも、今後、裁判員裁判の是非を法曹三者で検討していく必要があると思います。

- 裁判官としても、身に覚えのない事実について国民を刑に服させるようなことは絶対あってはならないという認識を持っています。
- ニュース等を見て、裁判員裁判について疑問に思ったことなどはありましたか。
- 疑問ではありませんが、裁判員裁判の報道がなされる度に、事件の背景について考えるようになりました。
- 裁判所としても、裁判員候補者に対する面接を行い、裁判員等として不適格と思われる方を除外した上で裁判員等が選任されていると思いますが、先日報道されたような、裁判員が法廷で感情をむき出しにするような事態が懸念されるのではないのでしょうか。
- 裁判員等選任手続は、裁判員候補者の性格や思想を見たり判断したりするものではありません。したがって、裁判員等は、不公平な裁判をするおそれがあると認められた方を除いた裁判員候補者の中から、無作為に抽出して選ぶということになりますので、今おっしゃったような感じの方が選ばれるということがあるかもしれません。ただ、法廷は、自分の意見を述べる場ではなく事実を尋ねる場ですと、あらかじめ裁判員に対して説明をしています。
- 国民にとって分かりやすくというのが裁判員制度なので、法曹三者の方々には御苦労なさると思いますが、この制度がどんどん広がることに期待したいと思います。
- 新聞報道等で、富山以外の裁判所において、裁判員経験者が、裁判官の意見



が強く自分たちの意見が反映されなかったというコメントを述べたという話を耳にしました。参加される方々は色々な方がいらっしゃると思いますので、今後考えていかなければならないのかなと思いました。

- 裁判員制度を迎えるに当たって、裁判官と裁判員とが一つのチームとして裁判をするという意識改革がまだ不十分なところがあるのかもしれませんが
- まだ始まったばかりの制度ですし、裁判官も人間ですから、色々なケースや声が出てくるのは当然のことであり、そういった要素があつてこそ、制度の中身が作られていくのかなと思っています。裁判員に選ばれた方は当然として、我々一般人も、ニュース等を見聞きして、自分なりの考えを表現していくことが大切なのかなと思っています。
- 最後に、裁判員制度の運用に関して要望があれば、おっしゃってください。
- 初めて訪れる人にとって、富山地方裁判所は、やや分かりにくい場所にあると思います。富山県では、車で来庁される裁判員候補者も多いのではないかと思いますので、国道41号線に案内板を設置するなどの対策を講じることはできないのでしょうか。
- 裁判員裁判対象事件であっても、性犯罪のように、内容によって裁判員が関与しない事件になることはあるのですか。
- 3年後に裁判員法の見直しが予定されていますが、現段階ではどのような内容になるかは未定です。
- 裁判員候補者、裁判員、補充裁判員以外に、裁判員裁判に関与した検察官や弁護士のアンケートがあつてもよいのではないかと思います。